

# 1 7 流山市議会議会報告会実施要綱

(平成22年3月26日議会告示第1号)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、流山市議会基本条例(平成21年流山市条例第10号)第10条第2項の規定に基づき、議会報告会(以下「報告会」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (開催時期等)

第2条 報告会は、同一年度内に1回以上開催する。

2 報告会は、班体制で行うものとする。

### (報告会の内容)

第3条 報告会の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 定例会及び臨時会の概要報告
- (2) 市民との意見交換
- (3) その他議長が必要と認める事項

### (班の構成)

第4条 報告会における班の構成は、流山市議会議員(以下「議員」という。)の所属委員会、所属会派、期別等を基準として、議会広報広聴特別委員会(以下「広報委員会」という。)が定める。

### (編成等)

第5条 班は、7人以内の議員で構成し、4班編成とする。

2 班に代表者1人を置く。

3 代表者は、それぞれの班において互選する。

4 班における議員の役割は、班の構成議員が協議して代表者が決定する。

### (開催内容等)

第6条 報告会の日程、次第、会場及び報告事項については、広報委員会で協議して決定する。

2 広報委員会の委員長は、前項の規定により決定した内容を議長に報告するとともに、議長の下承を得て、それぞれの班の代表者に伝達するものとする。

### (資料)

第7条 報告会での配布資料は、必要に応じて班において準備するものとする。

### (記録)

第8条 報告会の記録は、班の構成議員が行うものとする。

2 報告会の記録内容は、要点記録とすることができる。

### (報告書)

第9条 各班の代表者は、議会報告会終了後において速やかに、広報委員会の委員長に報告書を提出するものとする。

2 広報委員会の委員長は、各班から前項の報告書が提出されたときは、速やかに議長に対してその旨を報告するものとする。

3 第1項の規定により提出のあった報告書の概要は、流山市議会ホームページに掲載するものとする。

### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 「流山市議会基本条例逐条解説」より抜粋

### (議会報告会)

第10条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

#### ◆第10条の解説◆

前条第2項の「市民との意見交換の場」の1つとして、議会自らが積極的に地域に出向き、直接、市民に対して政策提言など議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の関心や意見を直接お聞きする貴重な機会として議会報告会を位置づけて実施していくことを規定しています。なお、議会報告会の開催単位や報告会での議員の役割等の詳細については、別途定めていくことを規定しています。